

船橋市都市計画審議会委員のうち公募委員の選定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は船橋市都市計画審議会条例(昭和44年船橋市条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1項第4号の委員のうち公募により選定する委員(以下公募委員という。)の選任に関し必要な事項を定める。

(定員等)

第2条 公募委員は2名とし、そのうち1名は女性を登用するよう努める。

(募集方法)

第3条 公募は、広報ふなばし及び市ホームページに募集記事を掲載することにより行い、募集にあたっては、原則として応募者に小論文を課すものとする。

(応募資格)

第4条 応募の有資格者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 船橋市のまちづくりに意欲があり、審議会に出席可能な者であること。
- ② 本市の住民基本台帳に記録されている者で、引き続き1年以上市内に在住している者。
- ③ 応募日現在において、18歳以上の者であること。
- ④ 応募日現在において、本市の他の附属機関の委員、市政モニターその他これらに類する者になっていないこと。
- ⑤ 本市の特別職及び一般職の職員でない者。

(選定委員)

第5条 公募委員の選定は、選定委員が行う。

2 選定委員は6名とし、建設局長、都市計画部、都市整備部、道路部、下水道部、建築部の各部長で構成する。

(任期等)

第6条 公募委員の任期は2年とし、他の委員の任期にあわせ募集、選任するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選任に関し、必要な事項は都市政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。